

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十五日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一議会の部中

事務局			
室	課	次	事
長	長	長	長
四	三	二	一
種	種	種	種

を

事務局		
課	次	事
長	長	長
三	二	一
種	種	種

に改

局
長

を

局
長

に、

室	担	課
防	当	課
災		
航		
空		
セ		
ン		
タ		
ー		
長	長	長
長	長	長
長	長	長

を

課	担	政
策	当	課
課		
長	長	長
長	長	長
長	長	長

に、

文書館
館
長
三
種

を

文書館
副
館
長
四
種

に改

部
長

を

部
長

に、

教	法	政
育	務	策
室	室	室
長	長	長

を

秘	法	職
書	務	員
広	給	給
報	与	与
室	室	室
長	長	長

に改め、

同表警察の部中「通信司令官」を「通信指令官」に改め、同表労働委員会の部中

め、同表教育委員会の部中

事務局		
課	次	事
		務
		局
長	長	長
三	二	一
種	種	種

を

事務局			
勞	主	次	事
	任		務
働	勞		局
	働		
監	監	長	長
四	三	二	一
種	種	種	種

に改

め、同表の備考を次のように改める。

備考 知事部局の部における総括監、担当課長及び担当監とは、特定の事務名を付した職名をいう。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。